

## 平成22年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成23年1月19日（水）

時 間：10：00～11：10

会 場：佐倉市役所1号館6階第3会議室

出席者：委 員 覺正会長、阿部副会長、角田委員、成瀬委員、橋本委員、山森委員  
事務局 有澤総務課長、川島主査、半田主査補、村上主事  
説明者 交通防災課 秋葉主査、鵜澤主任主事  
傍聴人：無し

会議に先立ち、事務局より加藤委員が急遽欠席となったものの、委員の過半数が出席しているため、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしている旨の説明がありました。

### 1 審議

#### (1) 災害時における災害時要援護者情報の収集について

会 長 それでは、開会いたします。今回の審議内容は前回の審議会で継続審査となった案件についてです。事前に送付された資料を見ましたところ、創意工夫の跡が見られます。みなさんの忌憚のない意見を基に、この案件を認めるべきかどうか審議していきたいと思います。前回の審議会から日も経っているので、まずは前回の流れの簡単な説明を事務局からお願いします。

事務局 平成22年7月21日の審議会におきまして、この件について諮問をさせていただきましたが、委員のみなさまから諮問の内容が明確でなく、諮問事項が特定されていないのではないかと、また、前回、佐倉市避難所運営マニュアル（素案）を資料として添付させていただきましたが、内容が広範であり、諮問事項も広くとらえられる余地があることから、諮問の内容として不適切ではないかというようなご意見をいただき、継続審議案件となりましたことから、改めて今回諮問をし直しさせていただきましたこととなりました。諮問の内容としましては、災害時に佐倉市個人情報条例第7条第2項において収集が制限されている個人情報に該当する可能性のある災害時要援護者に関する個人情報を収集することについて、に改めさせていただきました。

次に、佐倉市個人情報保護条例第7条について簡単に説明させていただきます。第7条では、実施機関が個人情報を収集する場合の制限事項に関する定めをしています。第1項では、個人情報を収集する場合には、目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法、公正な手段により行わなければならないことを規定してい

ます。第3項では、個人情報収集するときは、原則として本人から収集しなければならないことを規定しています。今回諮問させていただいておりますのは、第2項に関する部分でありまして、個人情報の中でも特に取扱いに注意を要するといわれている、思想・信条・宗教に関する個人情報、社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない、という規定となっております。災害時に収集する災害時要援護者情報がこれに該当する可能性があるのではないか、ということで諮問をさせていただいております。

個人情報保護事務の手引の24ページに、先ほどの第2項関係に関する解釈運用基準が記載されております。簡単に説明させていただきますと、思想・信条に関する個人情報というのは、個人の精神的、内面的な情報で、政党名や人生観等が該当します。宗教に関する個人情報は、信仰する宗教、宗派、宗教的な習慣等が該当し、社会的差別の原因となる個人情報は、社会生活において、一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が周囲の人々から差別意識を持たれるなど、個人の尊厳、信用、名誉を損なう社会的現実がある情報及びその可能性のある情報を言います。個人の内面に該当するものや、一般的にはその人が他人に知られたくないと思うようなセンシティブ情報を集める場合には、条例第7条第2項の規定により、法令等に定めがある場合か、審議会にご意見をいただき、了承が得られた場合に限り収集することができるということになっております。社会的差別の原因となる情報とはこういうものですよという具体的な記載はありませんが、一般的に、個人情報保護条例の手引等におきましては、犯罪歴に関する情報や、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の出身者であるという事実に関する情報等が該当するとしています。また、もう少し広く、人種、民族、本籍地や精神・身体に障害を有しているというような情報もとらえている場合もありますので、実施機関としましても広くとらえ、災害時要援護者に関する情報がこれに該当する可能性があるのではないかということで、諮問をさせていただいたところです。

会 長 諮問の内容が明確性に欠けていたということですが、その点について1つ2つ詳しく言及していただきたい。

事務局 前回の諮問事項ですと、収集禁止の例外についてという議題で諮問をさせていただいたのですが、諮問の内容が不明確であり、具体的にどういう情報をどういう場合に収集するのか、どういう必要性があるのかというところの説明が足りないというようなご指摘をいただきましたので、今回はその辺りにつきましても、もう少し明確になるように説明させていただければと思っております。

会 長 前回の諮問から日が空きましたので、今日これから先へ進めていくための確認として、事務局から説明をしていただきましたが、よろしいでしょうか。委員のみなさんの中で、先に進めるに当たり確認をしておきたいことはございますか。

・ ・それでは特にないようですので、審議事項に係る説明をお願いします。

防災課 それでは今回諮問させていただいた案件についてですが、先ほどもお話がありましたとおり、昨年7月21日にこちらの審議会に一度諮問をさせていただいた案件になります。その際、諮問の表題が収集禁止の例外ということで、諮問内容が抽象

的であり、該当範囲が広く受け取られる可能性があるというご指摘をいただき、継続案件となったものでございます。

初めに、昨年のご諮問から半年を経過しておりますので、避難所とは何かということから説明を差し上げたいと思います。お手元に配布いたしました「資料1 避難所の役割等について」をご覧ください。避難所は、災害対策基本法第42条や防災基本計画等に基づき、市町村の地域防災計画において定めることとなっております。佐倉市地域防災計画では避難所の役割として、避難生活を送るための施設及び情報の収集及び発信拠点と定めて、現在、市内の小中学校、高等学校、馬渡保育園の計39か所を避難所として指定しております。この「避難生活を送るための施設」として役割を十分なものとするため、避難者が極力快適に避難生活を送ることができるように、避難の状況、健康状態、ニーズなどの把握を行い、避難所としての環境を整える必要があります。以上が、避難所の役割に関する説明となります。

次に、今回諮問をさせていただきました、災害時要援護者情報の収集ですが、避難所におきましては、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦などの災害時要援護者といわれる方に対しましては、一般の健常者の方より優先的な対応を行うことが求められます。そして、適切な支援を実施するためには、避難所の開設時から、要援護事由、要望、ニーズ等を収集する必要があります。これら収集した情報に基づきまして、災害時要援護者に対する支援を行うこととなりますが、具体的には、配布させていただきました「資料2 避難所における災害時要援護者支援について」に要約してあるように、居住性の高い避難スペースの優先的な提供や、後方医療機関への搬送・福祉施設への緊急入所、支援の要請や食料・物資の優先的な配布などの支援を行うこととなります。

ここで、災害時要援護者と呼ばれる方の情報の中には、佐倉市個人情報保護条例第7条第2項において収集が制限されている個人情報に該当する場合がございます。この佐倉市個人情報保護条例第7条第2項において収集が制限されている個人情報につきましては、災害時のように緊急かつやむを得ないと判断される場合であっても、現在の条例上、情報を収集することができないということとなっております。しかしながら、災害発生時の避難所におきましては、災害時要援護者に関する情報の収集を行うことは、避難所における様々な支援などの極力快適な避難生活環境の実現、また、医療機関への搬送など緊急的な対応を実施する上で必要不可欠なものであると考えております。

以上のことから、災害発生時の避難所において、佐倉市個人情報保護条例第7条第2項に該当すると考えられる、災害時要援護者情報の収集を例外的に認めていただきたく、本審議会にお諮りするものです。

なお、これら避難者に関する情報は、「資料3 避難者カード」を用いて収集することを想定しております。避難所に配備されている市職員が管理を行い、これらは原則として市の職員が使用することを想定しております。前回の審議会におきましては、避難所運営における個人情報の取扱いに関する内規のようなものを作成してはどうかというご意見をいただきましたことから、今回、「資料4 避難所運営に

おける個人情報取扱指針(素案)」を作成いたしました。避難所におきまして収集した個人情報につきましては、当該指針に基づいて適切に管理するよう努めてまいります。以上、諮問事項に係る個人情報の収集につきまして、説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、今、交通防災課から説明のありました諮問理由等を基に、何か質問等ありましたら、お話しただければと思います。

まずは、諮問の大きな柱になっている、佐倉市個人情報保護条例第7条第2項に該当する場合における災害時における個人情報の取扱いについては、原案どおりの形でよろしいでしょうか。指針の内容については後ほど一つ一つ検討していきたいと思えます。

委 員 災害時要援護者として、「傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等」と、諮問理由の中で挙げられていますが、佐倉市個人情報保護条例第7条第2項に該当すると思われるのは障害者くらいではないですか。ほかのものも第2項に該当するのでしょうか。

会 長 例えば、これはかなり解釈が広がってくると思えますが、医療機関への搬送や福祉施設への入所手続等を行う際に、場合によっては、国籍や本籍地というような情報が必要になる場合もあるのではないかと思います。事例としては少ないとは思いますが、例えば宗教上の理由により輸血は行えないというような情報等も。委員のおっしゃるとおり、一般的に一番考えられるのは障害者だと思えますが、やはりいろいろなケースが出てくると思えますので、様々な場合を想定して、ということだと思います。

委 員 「妊婦等」の「等」の中に、外国人も入るということですね。前回の諮問のときには、外国人という項目もありましたが。

事務局 はい、そうです。

会 長 他にご質問はありますか。とりあえず、取扱いについては認めるということよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 では取扱いについては異議なしということで。それでは次に7ページの指針について忌憚のない意見を出していただければと思います。それでは担当課の方で読み上げていただけますか。

避難所運営における個人情報取扱指針 朗読

会 長 それでは、個人情報取扱指針についてご意見があれば挙げてください。そしてこの指針に沿った形で、「資料3 避難者カード」等がきちんとできているかどうか等も含めてご検討いただければと思います。

委 員 「5. 収集個人情報の取扱者及び範囲」にある、ボランティアとはどこまで含むのですか。

防災課 災害時において避難者の様々なニーズや要望があるので、それに合ったボランティアを避難所から災害対策本部、災害対策本部からそのボランティアの関係機関に連絡を取って派遣をしていただくということになります。例えば、手足や足腰が痛

むという方については、マッサージ師等の派遣、精神的な問題についてはカウンセラーの派遣など、様々な支援があると思います。その要望に基づいた必要最小限の個人情報を、その方にお伝えして支援いただくという形になると思います。

会長 結局、ボランティアの手を借りなければ何もできないでしょうから、最小限の情報を提出するというのはやむを得ないと考えます。

委員 例えば、町内会ごとに防災組織を立ち上げているところがありますが、そういうところは自治会長がボランティア的なことをやったりします。先ほどの説明ですと、マッサージ師等ということですが、それだけではなくて、例えば誰がどこに住んでいてどういう状況か、というのを知っている人も、町内会であれば結構いると思います。自治会長や町内会長など、そういう人たちはボランティアの中に入るのですか。

防災課 実際に災害が起こってその地域に被害があり、町会ごとに避難をするということになりますと、その方たちも同じ避難者ということにはなりません。その中で、市の職員を避難所開設要員として配備しておりますが、何百人という避難をされてきた方たちに対して5名から10名程度の市の職員だけで、1から10までの避難所の仕事は当然できませんので、自治会や地域の防災組織を用いた避難所の運営組織を作っていただくことになります。その中には、掃除、物資管理、炊出しなど、様々な避難所の仕事が入ってきます。その中では、その方たちにも一部そういった情報が必要なときも当然ありますので、ボランティアに含まれるようにはなりません。

委員 ボランティアという言葉に少し引っかけられます。阪神大震災のときなどは、各地域から学生や他市の職員なども支援に行きました。そういうボランティアの方たちにもそういう情報を流してもよいのでしょうか。その辺が引っかけられます。ボランティアという言葉のイメージでは、一般の人という感覚になります。

会長 阪神大震災でも新潟県中越沖地震でもそうですが、やはりどんな災害時にもボランティアの方が大勢支援に行く。そういう方々が中心となって活躍するので、それを欠くわけにはいかないのでは、と思います。

委員 その辺まで災害時にはよいですよということですか。ただ、その後、収集した情報を紙のものは返す、というようにはなっていますが、不特定多数のボランティアが知られたくない情報などを全部知ってしまい、例えば悪意をもった人がいた場合に悪用したりすることなど、そこまで考えてはいけないのでしょうか、その辺がちょっと引っかけられます。

防災課 基本的には、災害時に避難者の方からのニーズにお応えして、ということで、最小限の情報は支援をする方にも提供しないと、支援を受けられないということにはなりますが、100%情報を丸投げして支援してもらおうということではありません。

委員 千葉県はどちらかというと災害には無縁な県で、突然何かあった場合には混乱してしまうと思いますが、様々な災害を受けている地域での、実際どうになってしまうのかというような生の実態の情報を防災課は得ているのでしょうか。

防災課 過去の様々な災害の情報はこちらでも得ています。前回お話ししました、新潟での精神障害の方が共同生活の体育館の中で騒いだり走ったりしてしまった事例など、

そういった情報を私どもで把握して、各避難所となる学校との間で、使ってよい部屋、悪い部屋について協議し、フロアマップというものを作成しております。そのフロアマップの中で、精神障害がある方であれば、体育館のような不特定多数が何百人も入るフロアではなくて、ご家族4、5人で使える小さめの部屋を優先的に提供するとか、そういう形で各学校とは協議をさせていただいているところです。

委員 収集した情報がその後どうなるかということが気になります。

防災課 その辺りの情報も、被災地でボランティアとして支援した方とお話をさせていただいて聞いたことはありますが、明確にボランティアによってその後情報が悪用されたというような履歴はないということでした。もしかしたらあるのかもしれないですが統計として取れておらず、また、ボランティアの経験をされた方からすると、基本的には性善説に立ってボランティア活動に来ていただいている以上、その人たちを疑ってかかってしまえば、当然現地でのボランティア活動が空中分解してしまいますので、情報の悪用についてはないというように考えているということをおっしゃっていました。

事務局 委員がご心配になられることはもっともだと思いますが、ここにはどうしても比較考量の余地が入ってくると思います。防災課からも説明がありましたとおり、避難所に配置されている職員は限られておりますので、規模によっては非常に多くの避難者が出る場合も想定され、職員だけで対応するというのはどうしてもできません。この中にはどうしても相互援助、避難してきた方同士で援助し合うという考え方も入ってくると思います。そのときには、個人情報の保護と個人の生命や健康等との比較考量というような考え方も働かざるを得ないのではないかと思います。また、そのほか取扱指針の中では個人情報取扱者を置くこととし、その取扱者である避難所長は市職員となっておりますし、その名簿の管理も必ず最後には職員が保管するというようにしております。また、取り扱う範囲につきましても、必要最小限ということで、すべての個人情報をお渡しするというわけではなく、支援される方の必要最小限の個人情報として出る情報を絞るというような取扱いをさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

委員 指針をこの審議会です承したとしても、どこかで災害が起こったらまた練り直してそれをその都度この審議会に諮問するというのではなく、大局が決まれば、後はそれぞれの所管のところでやっていただくということによいと思います。

会長 委員のおっしゃるとおりだと思います。あくまでここでは、この指針に盛り込む意見を募っているということです。

会長 「不必要な複写」という表現が引っかかります。「不必要な」は、「外部への持ち出し」までかかっているのですか。

事務局 一つとしては、避難所で集めた個人情報は、災害対策本部という市長を中心とする職員で構成された本部にも同じ情報を集めます。そのほかに、ここでいう個人情報には避難所で収集したすべての個人情報が含まれておりますので、避難者カードの中で、例えばまだ行方不明の方であるとか、死亡された方といった情報もこの個人情報の中に含んでおります。こういった情報については、関係機関や場合によっ

ては報道等に提供する場合もあるのではないかとということで、すべて提供してはならないとはできないというように考えております。表現の問題ということであれば、「不必要な」を「目的以外に」とか違った文言に改めることは可能と考えますが。

会 長 「必要とされる目的以外に」とか、もう少し明らかな表現の方がよいと思います。  
委 員 諮問書に目的が書かれていない。当然のことであるとして書かれていないのだとは思いますが。第7条第2項によると、「目的を達成するために必要があると認められるとき」というのが条件になっています。こういう目的のためだからこれをやってよいかどうかを諮問するという形の方が条例にあった諮問になります。会長が答申を書かれるときも、例えば「避難者の避難生活環境整備を目的として」というような目的を入れた方がよいと思います。

会 長 実は後でお諮りしようと思っていたのですが、この諮問は先ほど了承していただきましたので、答申の文面につきましては、またみなさんにお集まりいただくということではなく、私と事務局の方で内容をすり合わせていただいて、出来上がったものをまたお送りするという形で一任させていただいてよろしいでしょうか。委員からご意見をいただきましたように、目的を文書のどこかにいれるよう配慮させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委 員 異議なし。

会 長 それでは審議議題については、以上をもちまして終わらせていただきたいと思います。

防災課 退室

## 2 報告

### (1) 情報公開制度の実施状況について(12月末現在)

事務局より、平成22年度情報公開制度の12月末現在の実施状況について、「佐倉市の情報公開 平成22年度情報公開制度実施状況報告書」を基に以下のような説明がありました。

#### 1-1 開示請求の処理状況

平成22年4月1日から12月31日までの間に、延べ109人の方から298件の公文書について開示請求がありました。決定区分等の内訳は、全部開示94件、部分開示170件、条例第7条各号により不開示となったものが8件、文書が不存在のため不開示となったものが14件、取下げが8件、12月31日現在で未決定のものが4件でした。

#### 1-2 実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数

実施機関ごとの内訳は、市長部局が269件と最も多く、次いで教育委員会が23件となっています。市長部局の内訳については、企画政策部が65件と最も多く、次いで市民部が45件となっており、内容としては、佐倉市自治基本条例に関する公文書の請求が多くなっています。

#### 1-3 不開示理由別内訳

部分開示及び不開示となった件数は195件であり、不開示理由は、個人情報によ

るものが139件と最も多く、住所、氏名、印影などが主なものとなっています。次いで、法人等情報が60件、事務事業執行情報が14件、文書不存在が14件となっています。なお、不開示理由の内訳件数は、一つの公文書に不開示理由が複数ある場合には、その部分は重複して計上しています。

#### 1 - 4 開示請求者の状況

延べ開示請求者数が109名、公文書件数は298件ですので、開示請求者1人当たりの平均の公文書件数は約2.7件となっています。開示請求者の区分としては、市の区域内に住所を有する個人が53名と最も多くなっています。

#### 1 - 5 情報公開審査委員に対する不服の申出等

平成22年4月から12月末までの間の情報公開審査委員に対する不服の申出は1件となっております。佐倉市自治基本条例策定市民通信委員名簿中の不開示とされた通信委員の氏名及び連絡先の開示を求める不服の申出がなされましたが、実施機関の決定は妥当であり、勧告の必要は認めないという処理結果になりました。

#### 2 市政情報の公表状況

平成22年4月から12月末までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、233件の市政に関する情報を公表しています。主な内容としては、第3号の介護保険事業報告等、第10号の人口データ等の情報、第11号の市の講座や教室等に関する情報、第12号の市長交際費、会議録、議会に関する情報等となっています。また、公表の具体的な方法については、市政資料室への資料の配架、市のホームページでの公表が主なものですが、そのほかに広報紙での公表、ケーブルテレビでの放映や公民館等における閲覧などがあります。

#### 3 市政資料室の利用状況

平成22年4月から12月末までの利用人数は4,496人となっています。前年同月では3,907人の利用でしたので、589人の増となっています。

上記報告を受けて、委員から次のような質問等がありました。

会 長 開示請求の件数について、298件というのは、前年度と比べてどうなのですか。

事務局 前年12月末現在の具体的な数字を今把握していないのですが、前年と比べて若干増えているようです。自治基本条例の策定に当たり、同条例に関する情報に対する市民の関心が高かったためと考えられます。

会 長 市政情報の公表件数について、233件というのは増えているのでしょうか。

事務局 公表件数については、例年、年間で330件程度ですので、ほぼ例年どおりと言えます。

会 長 もともと情報公開制度というのは、公表がされていればそれだけ請求も少なくなりますので、そういう意味ではどんどん公表していくということは、市政の望ましい在り方だと思います。

#### (2) 個人情報保護制度の運用状況について(12月末現在)



事務局より、平成22年度個人情報保護制度の12月末現在の運用状況について、「佐倉市の個人情報保護 平成22年度個人情報保護制度運用状況報告書」を基に以下のような説明がありました。

#### 1 保有個人情報取扱事務の届出等について

平成22年12月31日現在、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされている保有個人情報取扱事務の総数は604件となっています。

##### (1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳

実施機関ごとの内訳は、市長部局499件、水道事業管理者25件、議会3件、監査委員1件、選挙管理委員会11件、農業委員会10件、教育委員会55件となっています。

##### (2) 保有個人情報取扱事務の届出事項

取扱事務の届出事項としては、住所、氏名等の戸籍的事項に該当するものが最も多く、604件すべてで保有しています。

##### (3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について

目的外利用とは、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外のために保有個人情報を実施機関の内部で利用することであり、個人情報保護条例第8条に基づき例外的に行われるものです。平成22年4月から平成22年12月末までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は5件です。

##### (4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について

外部提供とは、実施機関が保有個人情報を実施機関以外のものに提供することであり、個人情報保護条例第9条に基づき例外的に行われるものです。平成22年4月から平成22年12月末までの間に、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は113件でした。刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づき、警察署へ個人の住所、氏名等を提供したものが最も多く50件となっています。

#### 2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況

##### (1) 開示請求の件数及びその処理状況

平成22年4月から平成22年12月末までに、延べ5人の方から開示請求があり、対象となる公文書の件数は12件でした。これに伴う開示決定については12件とも全部開示決定となっています。なお、このうちの1件の小学校児童指導要録についてですが、当初、公文書中の所見欄の部分について条例第16条第6号に該当するため部分開示決定としておりましたが、その後の請求者からの異議申立てに対し、教育委員会が決定を取り消し、全部開示決定に変更したという経緯がありました。

##### (2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況

平成22年4月から平成22年12月末までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

##### (3) 口頭による開示請求の実施状況

条例第25条に基づいて行う口頭による開示請求の実施状況は、平成22年度印旛郡市職員採用共同試験の結果について、第1次試験の不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数を請求者に開示しています。請求件数は、一般行

政職上級、土木上級を対象とした上級職試験に係るものが23件、保育士、保健師、栄養士を対象とした専門職試験に係るものが0件となっています。

### 3 個人情報保護委員に対する不服の申出等

平成22年4月から平成22年12月末までに、実施機関の決定に対して不服がある場合に行われる個人情報保護委員に対する不服の申出等は1件ありました。これは先ほどの小学校児童指導要録の部分開示決定に対して同時になされたもので、異議申立てにより全部開示決定となったため、不服の申出については取り下げられました。

上記報告を受けての委員からの質問等は特にありませんでした。

### 3 その他

会 長 その他として何かありますか。事務局からは何かありますか。

事務局 先ほどの情報公開制度についての補足になりますが、請求者の割合として、法人等からの請求が増えており、市民の請求が53件、法人等からの請求が48件とほとんど変わらない状況となっています。これについては佐倉市だけでなく、他の自治体も同じような状況にあるようです。その中でも、建築指導課が保有する建築計画概要書の請求が非常に増えてきており、今年度も相当数の請求がありました。元々建築指導課においても、法令等の規程に基づき、閲覧は窓口でできるという制度はあったのですが、請求件数の増加に伴いまして、請求者の利便等を考慮し、写しの交付についても建築指導課の窓口で行えるよう制度を改正し、昨年11月から施行しておりますので、報告させていただきます。

他に意見等がないことを確認し、会長が会議を終了しました。